

## 【重要】「学校において予防すべき感染症」(※ 以下「学校感染症」)

### による「出席停止」について

お子様が[学校保健安全法](#)に定める「感染症」に罹患された場合は、学校内での感染拡大を防ぐため、同法に基づき「出席停止」(欠席扱いにはならない措置)となります。

医師から対象の感染症と診断された場合は、速やかに中学校までご連絡(tetoru or 電話 21-0164)ください。また、登校を再開する際は、下記の「出席停止期間の基準」を必ず満たしていることをご確認ください。

※当校では、登校再開にあたっての提出書類(治癒証明書・登校届など)は不要です。



### 主な学校感染症と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則に定められている主要な疾患と、法律上の登校基準です。



#### 第2種 感染症(飛沫感染など、学校で特に流行しやすいもの)

- ・ インフルエンザ

発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで

※「発熱した日」は日数に含めず、翌日を 1 日目(0 日目起算)と数えます。

※[早見表参照](#)

- ・ 百日咳

特有の咳せきが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

- ・ 麻疹(はしか)

解熱した後 3 日を経過するまで

- ・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

- ・ 風しん(三日ばしか)  
発しんが消失するまで
- ・ 水痘(みずぼうそう)  
すべての発疹がかさぶた(痂皮)になるまで
- ・ 咽頭結膜熱(プール熱)  
主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ・ 新型コロナウイルス感染症  
発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで

▶ その他の感染症(第 3 種など)を表示する

- ・ 腸管出血性大腸菌感染症(O157 など)  
症状が治まり、医師の検査で病原体を保有していないと認められるまで
- ・ その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ肺炎など)  
出席停止(該当の有無)の判断は、学校長が学校医の意見を聞いた上で決定します。学校へご相談ください。

---

①  法的根拠

▶ 学校保健安全法 第 19 条(出席停止)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

## ②早見表



インフルエンザの出席停止期間の早見表  
児童・生徒(小学生以上)の場合

| 発熱期間 | 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 2日間  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 3日間  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 4日間  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 5日間  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 6日間  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

発熱  
初日

解熱

解熱  
1日目

解熱  
2日目

登校  
OK!

...発熱

...発熱なし

...登校可能

※発熱初日と解熱した日は発熱期間に含みます。

©minacolor